

三重県の土地改良事業紹介 33

農業農村整備工事に係る 希少生物等保全対策指針の改定について (生物の多様性をまもるために)

農水商工部 農業基盤室

【はじめに】

自然環境に対する国民意識の高まりをうけて、公共事業においても自然環境への対応は不可欠となっており、本県の農業農村整備事業（NN事業）においても、三重県環境調整システム推進要綱や農水公共事業等に係る環境保全対策要領により、環境への配慮を検討・実施してきました。

とりわけ、農業用ため池については、地域生態系の「へそ」とも言われ、地域の動植物の生態系に大きな影響を与えていることから、ため池を改修する場合の取組を本県のNN事業全般にかかる生物多様性保全の取組の中核として位置づけて対応してきました。

具体的には、平成13年7月に「ため池整備工事に係る希少生物等保全対策指針」を制定し、平成22年3月までの9年間に50箇所のため池で、調査や希少生物等保全対策工法の検討を行い、工事を実施してきました。

なお、今回の改訂は、ため池での生態系調査や希少生物等保全対策工事の結果をもとに、今後さらに配慮すべき事項を検討し、以下の3点について記述を加えたものであります。

- 1 指針対象事業の拡大
- 2 本取組への地元住民、地元小学校の参画促進
- 3 現地事後調査の実施、事例集の整備

【1 指針対象事業の拡大】

現在までは「ため池」に特化した指針になっていましたが、蓄積された生態系調査の経験をさらに広く活用出来る様、「ため池」だけでなく以下のとおり面的な整備も加えて指針の対象としました。

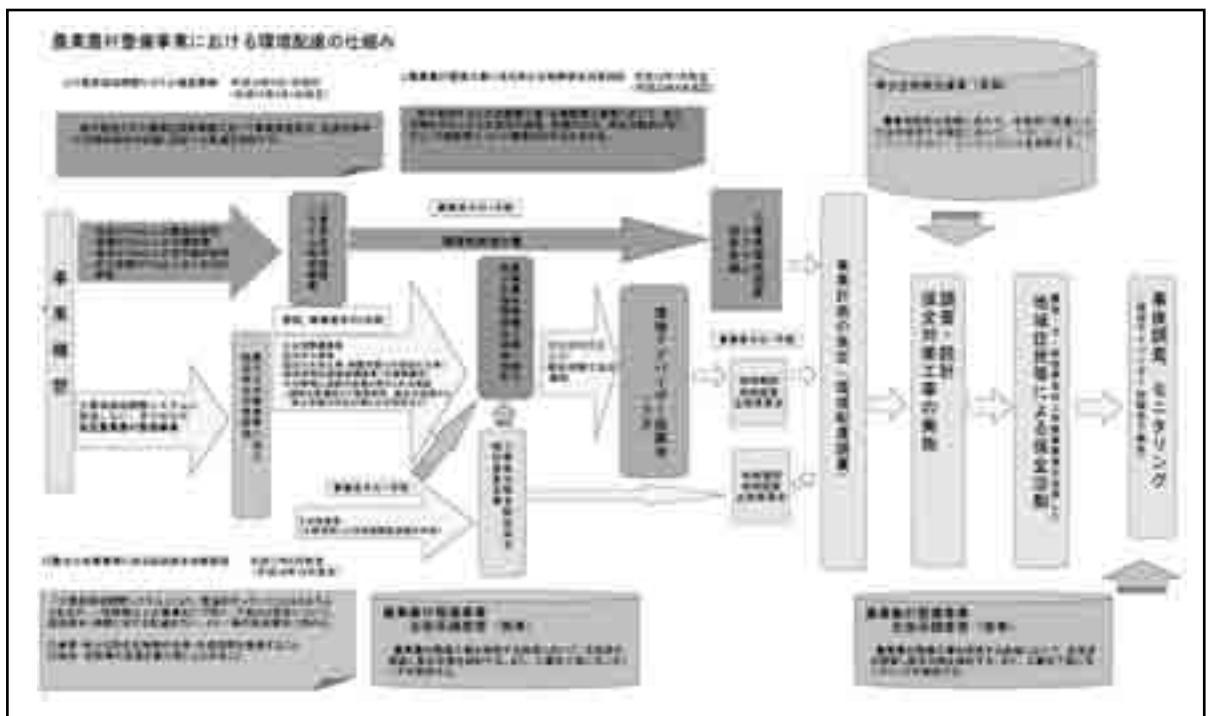
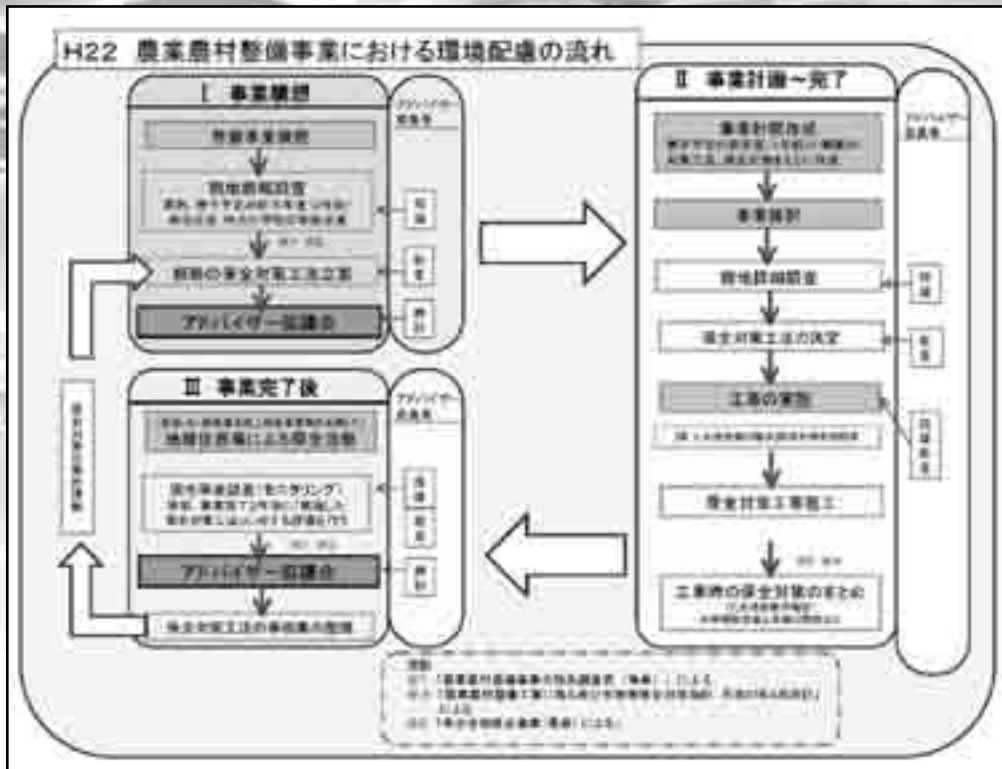
- a) ため池等整備事業 全地区
- b) 防災ダム事業（防災ため池工事、地震対策ため池防災工事） 全地区
- c) 経営体育成基盤整備事業（ほ場整備型） 全地区
- d) その他特に調査が必要と考えられる地区
（面的な整備を行う事業地区、過去の調査から希少生物の存在が明らかな地区など）

【2 本取組への地元住民、
地元小学校の参画促進】

地域との連携のさらなる強化を推進していく為、事業の計画・検討段階より積極的に地元住民にも参画してもらい、さらに希少生物調査にも積極的に参加を呼びかけるようなものであります。

平成19年度より「農地・水・環境保全対策事業」を実施して以来、飛躍的に農業用施設の管理や地域の生物・景観の保全に関する活動に農業者以外の方が参加する地域が増加しています。特に子供を対象とした生き物観察会では、





「住民が身近な自然に目を向けるきっかけとなった」・「子供が多数参加することで、観察会自体の参加者が増え、地域住民の一体感が高まった」などの声があがっており、地域の活力向上・環境学習のフィールド提供・農村地域の新たな活力向上に繋がっています。

【3 現地事後調査の実施、事例集の整備】

前回の「ため池整備工事に係る希少生物等保全対策指針」では調査から事業の完了まで、特に事業完了後の評価等の明記はされていませんでしたが、完了地区についても事後調査の評価を行ない新規事業へのフィードバックが出来る様、現地事後調査の実施・事例集の整備について明記致し

ました。実施した保全対策工事の有効性を評価する為に、原則事業完了後2年後に県が事後調査・工事評価を実施し、環境アドバイザー協議会により有識者の指導・助言を受けるものとします。また事後調査結果・環境アドバイザー協議会での意見等を事例集としてまとめデータベースとして蓄積し、今後実施する事業の保全対策工法の立案に活用するものがあります。

最後に本指針により、今後実施される NN 事業の希少生物等保全対策の立案・地域の活力向上に繋がっていくよう事業実施していきたいと思ひます。